

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	三愛石油株式会社
【英訳名】	SAN-AI OIL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 由紀夫
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目22番5号
【電話番号】	03(5479)3113
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 佐藤 孝志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目22番5号
【電話番号】	03(5479)3113
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 佐藤 孝志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第86回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、金田準、塚原由紀夫、馬郡義博、山下奉信、早川智之、松尾耕次、大久保宏次、梅津光弘および高橋朋敬の各氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、隼田洋および長崎武彦の両氏を選任する。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

退任取締役野田幸宏氏および退任監査役中川栄一氏に対し、当社の内規ならびに従来の慣例に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任する。

また、取締役金田準、塚原由紀夫、馬郡義博、山下奉信、早川智之、松尾耕次、梅津光弘、高橋朋敬の各氏および監査役水谷知彦、長崎武彦、中川洋、豊泉貫太郎の各氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の内規ならびに従来の慣例に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打切り支給することとし、その贈呈の時期については各氏の退任する時とし、具体的金額、方法などは取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議に、それぞれ一任する。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分月額120万円以内）、監査役の報酬額を月額550万円以内（うち社外監査役分月額180万円以内）に改定する。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役7名に対し、取締役賞与総額4,570万円を支給する。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

現行の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	638,209	419	0	(注)1	可決 (98.61%)
第2号議案				(注)2	
金田 準	633,438	5,190	0		可決 (97.87%)
塚原 由紀夫	632,667	5,961	0		可決 (97.75%)
馬郡 義博	634,386	4,242	0		可決 (98.02%)
山下 奉信	634,386	4,242	0		可決 (98.02%)
早川 智之	634,456	4,172	0		可決 (98.03%)
松尾 耕次	634,446	4,182	0		可決 (98.03%)
大久保 宏次	634,386	4,242	0		可決 (98.02%)
梅津 光弘	637,786	842	0		可決 (98.54%)
高橋 朋敬	634,869	3,759	0		可決 (98.09%)
第3号議案				(注)2	
隼田 洋	637,485	1,143	0		可決 (98.50%)
長崎 武彦	638,067	561	0		可決 (98.59%)
第4号議案	475,880	104,436	58,312	(注)1	可決 (73.53%)
第5号議案	637,351	608	669	(注)1	可決 (98.48%)
第6号議案	637,393	1,235	0	(注)1	可決 (98.48%)
第7号議案	432,967	205,661	0	(注)1	可決 (66.90%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成である。

3. 賛成の割合は、事前行使の議決権数および当日出席の全株主の議決権数に対するものである。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書による事前行使および当日出席の株主のうち各議案に対する賛成、反対および棄権について確認できたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席のその他の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権数は加算していない。

以上